

改正	平成17年3月29日病院事業庁管理規程第7号	平成18年3月31日病院事業庁管理規程第9号
	平成18年9月29日病院事業庁管理規程第15号	平成20年3月28日病院事業庁管理規程第7号
	平成22年9月28日病院事業庁管理規程第11号	平成25年5月31日病院事業庁管理規程第9号
	平成26年3月28日病院事業庁管理規程第4号	平成31年3月29日病院事業庁管理規程第7号

愛知県病院事業庁事務委任規程を次のように定める。

愛知県病院事業庁事務委任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定により、病院事業庁長（以下「事業庁長」という。）の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 事業庁長は、愛知県病院事業庁組織規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第5号）第2条に規定する県立病院の長（愛知県がんセンターにあっては、病院長）に対して、当該県立病院に属する別表第1及び別表第2に定める事務を委任するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業庁長は、特に必要があると認めるときは、その事務を自ら行うことがある。

(委任事務についての指示)

第3条 前条の規定により委任した事務のうち、重要又は異例と認められる事項については、事業庁長の指示を受けて処理しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日病院事業庁管理規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日病院事業庁管理規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日病院事業庁管理規程第15号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日病院事業庁管理規程第7号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日病院事業庁管理規程第11号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日病院事業庁管理規程第9号）

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日病院事業庁管理規程第4号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日病院事業庁管理規程第7号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 収入の徴収に関すること。
- 2 予算配分額の範囲内における支出負担行為に関すること。
- 3 物品及び固定資産の取得（前号の支出負担行為に係るものを除く。）、管理及び処分に関すること。

4 支出の命令並びに固定資産、物品、占有動産、預り金及び預り有価証券の出納の通知に関する
こと。

別表第2（第2条関係）

- 1 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に係る施設基準の届出及び報告に関する
こと。
- 2 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚
生労働省告示第107号）第2、第2の2及び第3に規定する報告及び届出に関する
こと。